

1. 議事日程第1号

(平成20年第11回大口町議会定例会)

平成20年12月3日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第62号 大口町部設置条例の全部改正についてから、議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてまで(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社 本 一 裕
教 育 長	長 屋 孝 成	政策調整室長 兼 総 務 部 長	森 進
健康福祉部長	水 野 正 利	環境建設部長	近 藤 則 義
会計管理者	前 田 守 文	教 育 部 長	三 輪 恒 久

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近 藤 登

議会事務局長
議次

佐 藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（吉田正輝君） ただいまから平成20年第11回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

このたび教育長に就任されました長屋教育長よりごあいさつがあります。

教育長（長屋孝成君） 昔々のことです。今から半世紀ほど前のことです。山と山に囲まれた小さな村に元気のよい一人の少年が住んでいました。少年は動物が好きで、1匹の犬を飼っていました。その犬とは、おば夫婦に拾われた柴犬の雑種でして、名前を「マチコ」といいました。学校から帰ると、マチコと散歩に行くのが少年の日課でした。マチコは大変賢く、またおとなしい犬でした。しかし、散歩の途中、ほかの犬に出くわしほえられると、こそこそと少年のそばに寄り添い、早足で立ち去ろうとするのでした。そんな様子を見て、少年はいつも、マチコはなんて憶病なんだろう、これでは泥棒が来たって何の役にも立たないだろうと不満に思っていました。当時のことです。どの家にもかぎをかけるような家は存在せず、また泥棒などいなかった時代のことです。

さて、少年が小学校の高学年になり、山々が真っ赤に紅葉し、そろそろ初雪が来そうな、そんなころのことでした。いつものように細いあぜ道を登り、山の入り口から少し登ったところで、そろそろ帰ろうとしたそのときでした。少年は山の奥に姿を見せた大きなクマと目が合いました。危ないと思った瞬間、マチコは小さな体に似合わぬ大きなうなり声と同時にクマに正対をしました。マチコの気迫に驚いたクマは、一目散に山奥へ逃げ去り、少年は事なきを得たのでした。そのとき、少年は思いました。本当の強さとは優しさだということ。そして少年は強い人間になりたい、そう思いました。その少年とは、11月17日の臨時議会におきまして教育委員会委員の選任同意を賜り、12月1日付にて町長より教育委員会委員の任命をいただき、同日付で教育委員会より教育長を拝命いたしました私、長屋孝成でございます。

今、貴重な時間を割いていただき、この場にいることを身に余る光栄に感じているところでございます。昭和45年4月、中学校の社会科教師として教職の道をスタートしました。そして、この3月31日に退職辞令をいただきました。フルマラソンを走り終えたアスリートの気持ちでした。その間、教職人生の大半をこの大口町でお世話になりました。多くの児童・生徒、保護者を初め地域の方々と触れ合いました。とりわけ児童・生徒からは多くの感動をもらい、また生きる喜び、元気をもらいました。指導に手をやく生徒からもさまざまなことを教えられました。また、いつも町議会議員の皆様、また町長を初め町幹部の皆様の教育への熱い思い、そして並々ならぬ御支援や期待を強く感じたものでした。とりわけ最後の3年間は、大口中学校を閉じると同時に新しい中学校をつくるという画期的な場面に立ち会う幸運に恵まれ、実に幸せ

だったなあと実感をしました。と同時に、二度とこの大口町の教育活動に携わることができないであろうという事実に一抹の寂しさを感じたものでした。今、町会議員の皆様、町長初め町幹部の皆様のおかげをもちまして、この場に立っていることに大きな不思議を、夢ではないかと思っています。生まれは岐阜県、そして住所は扶桑町です。職業人生の大半を過ごしたこの地・大口は、私のかけがえのないふるさとです。今、本町の教育行政を担わせていただくことができることを、身震いするほどの重責を感じると同時に、本町教育推進のために、伸展のために、特に未来を担う子供たち一人ひとりのために、初心に戻り、微力ながら全力を尽くそうと決意を新たに一步を踏み出したところでございます。

過日、大口西小学校で、「心豊かに生きる児童・生徒の育成、一人ひとりの支援を通して見えること」という主題のもとに研究発表会がございました。授業公開の中で、特殊教育から特別支援教育へという明確な意図の進んだ教育活動が展開されている様子を多くの学校関係者の中の一員として参観させていただきました。特別な支援を必要とする子供に優しい指導・教育は、すべての子供に優しい指導・教育という理念に基づいた教育が展開されていました。このような環境の中で培われた子供たちの力は、豊かな生活の実現への基礎になっていくのではないかと強く感じました。幼児教育、学校教育、社会教育と教育委員会の所管すべき内容は多岐にわたっておりますが、まずは最前線の先生方が前向きに生き生きと実践できる、そのような支援に力を入れたい。そして、そのことは、子供たちが育ち、学校が活性化し、ひいては本町の目指す施策とも有機的に関連し、生涯学習基本構想の具現になるものと考えています。

とは申しますものの、これまでの歴代教育長が築き上げてこられた業績を考えますと、正直、実に不安な気持ちでいっぱいでございます。しかしながら、拜命した以上は、町会議員の皆様、酒井町長を初めとする町幹部の皆様の御指導、御鞭撻をいただき、左手に誠意を、右手にチャレンジ精神を持ち、大口町教育のために心を定め、精進してまいりたいと考えております。何とぞよろしく願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（吉田正輝君） それでは、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（吉田正輝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番 酒井久和君、15番 宇野昌康君を指名いたします。

会期の決定について

議長（吉田正輝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月18日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（吉田正輝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の10月分について、平成20年度財政援助団体監査の結果についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、陳情、要望等についての報告をいたします。

木津用水土地改良区理事長 河村滉氏より、直轄の社会資本整備及び地方支分局の見直しに関する意見書提出に関する依頼が提出されましたので、環境建設常任委員会に送付しました。

愛知自治体キャラバン実行委員会代表者 徳田秋氏より、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書が提出されましたので、陳情事項の3番、国及び愛知県、広域連合への意見書提出については、1の は総務文教常任委員会、その他は健康福祉常任委員会に送付しました。

共済の今日と未来を考える懇話会あいち代表者 小林武氏より、自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情書、全国福祉保育労働組合東海地方本部執行委員長 横井あかね氏より、介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情が提出されましたので、健康福祉常任委員会に送付しました。

愛知県商工会連合会会長 権田淳男氏、大口町商工会会長 酒井見義氏より、商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に関する陳情書が提出されましたので、環境建設常任委員会に送付しました。

なお、それぞれの陳情書はお手元に配付させていただいた写しのとおりであります。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第62号から議案第70号までについて（提案説明）

議長（吉田正輝君） 日程第4、議案第62号 大口町部設置条例の全部改正についてから議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第62号 大口町部設置条例の全部改正についてであります。組織機構の変更に伴い改正をするものであります。

次に、議案第63号 大口町税条例の一部改正についてであります。個人町民税の納期前納付報奨金を段階的に廃止すること及び地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正をするものであります。

次に、議案第64号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ7,086万6,000円を増額し、総額84億8,793万7,000円とするものであります。

次に、議案第65号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ663万1,000円を減額し、総額8億8,326万8,000円とするものであります。

次に、議案第66号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億775万円を増額し、総額18億5,909万5,000円とするものであります。

次に、議案第67号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1万6,000円を増額し、総額1億5,290万6,000円とするものであります。

次に、議案第68号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ315万9,000円を減額し、総額9億2,131万9,000円とするものであります。

次に、議案第69号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、総額2,402万8,000円とするものであります。

最後に、議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてであります。国土調査事業に伴い、本町の字の区域を設定するものであります。

以上、9議案の提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田正輝君） 議案第62号から議案第64号までについて、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの指名をいただきましたので、議案第62号 大口町部設置条例の全部改正につきましてから議案第64号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）までについて、その内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第62号 大口町部設置条例の全部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

現行の部設置条例は、平成15年6月に全部改正を行い、平成15年7月1日より施行をしております。その内容は、御承知のとおり、政策調整室並びに総務部、健康福祉部及び環境建設部の1室3部を置くことを第1条で規定をし、第2条では、それぞれの部の事務分掌について規定をしておりますが、今回これを次のように全部改正を行い、平成21年度より新しい組織機構でスタートをするものであります。今回の改正は、第6次総合計画の第4章、将来像を実現するための改革方針、意識・組織・財政の一つ、組織について、環境の変化により複雑化、高度化する課題に対し、その解決を図るために必要な行政能力の向上と、それを生かす組織的な仕組みづくりが求められています。その改革の方向性として、一つ、スリム化された効率的、横断的な行政組織の実現と、一つ、公共を担う団体などへの支援を念頭に調整・協議・検討を重ねてきたものであります。その中身については、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

大口町部設置条例。

大口町部設置条例（平成15年大口町条例第12号）の全部を改正する。

部の設置。第1条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

第1号、地域協働部。参画と協働のまちづくりの推進と、町の活力を生かした中での環境保全に配慮した循環型社会や、安全で安心な社会の構築を進める部門であります。

第2号、健康福祉部。一人ひとりが尊重される社会、地域ぐるみの子育て環境の実現や、だれもが自立した生活が送れる健康長寿社会の構築を進める部門であります。

第3号、建設部。快適な生活基盤を形成するため、都市機能の整備と適切な農業政策を担う

部門であります。

第4号、総務部。内部管理部門として業務執行体制全体を支援し、統括する部門であります。事務分掌。第2条、部の事務分掌は次のとおりとする。

第1号、地域協働部。ア、地域自治に関すること。イ、交通安全、防犯及び防災に関すること。ウ、環境衛生及び公害に関すること。エ、地域活動及び商工業の支援に関すること。オ、広報及び広聴に関すること。カ、国際交流に関すること。

第2号、健康福祉部。ア、戸籍、住民基本台帳その他住民記録に関すること。イ、国民健康保険に関すること。ウ、社会福祉に関すること。エ、子育て支援及び保育に関すること。オ、高齢者福祉及び介護保険に関すること。カ、保健指導及び保健予防に関すること。

第3号、建設部。ア、道路、河川その他土木に関すること。2ページをお願いします。イ、農業に関すること。ウ、都市計画、住宅及び建築に関すること。エ、区画整理に関すること。オ、下水道に関すること。

第4号、総務部。ア、文書、法規及び庁舎管理に関すること。イ、契約及び検査に関すること。ウ、税の賦課及び徴収に関すること。エ、秘書及び人事に関すること。オ、予算その他財務に関すること。カ、総合的な企画及び政策の調整に関すること。キ、他の部の所管に属さないこと。

委任。第3条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

なお、参考資料として新しい組織機構図を添付しましたので、参照ください。

以上で、議案第62号 大口町部設置条例の全部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第63号 大口町税条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の改正は大きく二つになっております。一つは地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布されたことに伴う、第33条の7で規定しております寄附金税額控除について、個人の町民税の税額控除の対象となる寄附金についての規定が改正されたことに伴う改正であります。

もう一つは、同じく個人の町民税の納期前納付報奨金を、現在100分の0.5で限度額5万円となっているものを、段階的に平成21年度は100分の0.3、3万円に、平成22年度は100分の0.1、1万円に、そして平成23年度には廃止するものであります。

なお、町税の納期前納付報奨金は、現在固定資産税及び普通徴収による個人の町民税について制度としてありますが、この改正により、固定資産税においてのみ納期前納付報奨金の制度

が残ることになります。

それでは、改正文の朗読をさせていただきます。

大口町税条例の一部を改正する条例。

第 1 条、大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第33条の 7 第 1 項に次の 5 号を加える。

第 3 号、所得税法第78条第 2 項第 2 号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人、または団体に対するもの。

第 4 号、所得税法第78条第 2 項第 3 号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの。

第 5 号、所得税法第78条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、県知事及び県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの。

第 6 号、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の 3 の規定により特定寄附金とみなされる支出金のうち、県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人に対するもの。

第 7 号、前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法第41条の18の 3 の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、町民の福祉の増進に寄与するものとして町長が定めるもの。

第41条第 2 項中「100分の0.5」を「100分の0.3」に、「5万円」を「3万円」に改める。

第 2 条、大口町税条例の一部を次のように改正する。

第41条第 2 項中「100分の0.3」を「100分の0.1」に、「3万円」を「1万円」に改める。

第 3 条、大口町税条例の一部を次のように改正する。

第41条第 2 項を削る。

附則、施行期日。2 ページをお願いします。

この条例中第 1 条の規定は平成21年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成22年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は平成23年 4 月 1 日から施行する。

経過措置。第 2 条、第 1 条による改正後の大口町税条例第33条の 7 の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成20年 1 月 1 日以後に支出する同条第 1 項第 3 号から第 7 号に掲げる寄附金について適用する。

第 2 項、平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税についての第 1 条による改正後の大口町税条例第33条の 7 の規定の適用については、同条第 1 項第 7 号中「第41条の18の 3」とあるのは、「第41条の18の 3 並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の 2 第 1 項」とする。

以上で、議案第63号 大口町税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

なお、3ページから6ページには新旧対照表を添付しましたので、参照いただきたいと思います。

次に、議案第64号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第4号)について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書7ページ、8ページをお願いします。

歳入、款8.項1.目1.地方特例交付金、補正額として1,461万5,000円の増額であります。地方特例交付金が、当初予算の見込みより収入が増加してきたために追加をするものであります。

項2.目1.特別交付金、補正額として212万1,000円の増額であります。特別交付金の交付額の決定に伴い追加をするものであります。

項3.目1.地方税等減収補てん臨時交付金、補正額として394万1,000円の計上であります。税制改正法案の成立のおくれにより、道路特定財源の減収に伴い、その財源を補てんするために交付をされるものであります。

款11.分担金及び負担金、項1.負担金、目2.民生費負担金、補正額として200万円の増額であります。保育園の園児数の増加に伴う保育園運営費保護者負担金の追加であります。

款13.国庫支出金、項1.国庫負担金、目2.衛生費国庫負担金及び款14.県支出金、項1.県負担金、目2.衛生費県負担金のともに36万3,000円の減額につきましては、医療制度改革に伴い、健康増進事業費補助金として歳入科目を県補助金として組み替えるものであります。

9ページ、10ページをお願いします。

項2.県補助金、目3.衛生費県補助金、補正額として76万1,000円の計上であります。健康手帳作成、健康教育、健康相談等の健康増進事業費補助金であります。補助率は基準額に対して3分の2であります。

目4.農業費県補助金、補正額として10万円の計上であります。3年ごとに行われる標準小作料の改定作業に対する補助金であります。

項3.委託金、目5.土木費委託金、補正額として15万1,000円の増額であります。県道小口岩倉線用地取得交渉損失補償調印業務委託金の追加であります。

款15.財産収入、項1.財産運用収入、目2.利子及び配当金、補正額として377万2,000円の増額であります。財政調整基金の債券購入による運用収入の追加202万4,000円です。この運用収入につきましては、2回分の運用益は524万2,000円となります。及び学校施設整備事業基金の運用収入174万8,000円の計上であります。

項2.財産売払収入、目1.不動産売払収入、補正額として497万5,000円の増額であります。普通財産余野四丁目地内60平米及び小口地藏堂地内38.79平米の売払収入を追加するものであり

ます。

款17.繰入金、項2.特別会計繰入金、目1.老人保健特別会計繰入金、補正額として2,000円の増額であります。19年度老人保健特別会計で超過負担していた一般会計繰入金の精算分であります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として3,915万4,000円の増額であります。まず、総務費雑入として127万2,000円、11ページ、12ページをお願いします。

土木費雑入として3,834万7,000円。小口岩倉線都市計画道路愛岐南北線堀尾跡一丁目地内の道水路改築関連公共補償費の追加であります。

教育費雑入として46万5,000円の減額であります。スポーツ教室受講料の減額であります。

13ページ、14ページをお願いします。

歳出。今回、歳出の補正には職員給与費の補正もお願いをしておりますが、これは当初予算と平成20年4月1日及び同年7月1日付で実施をしました人事異動に伴う組み替え、育休等に伴う調整等をお願いするものであります。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として1,053万9,000円の増額であります。内容は、職員給与費の調整によるものであります。

15ページ、16ページをお願いします。

目3.職員管理費、補正額として267万1,000円の増額であります。臨時職員の雇用保険料及び社会保険料の追加であります。

目6.財政管理費、補正額として684万4,000円の増額であります。職員給与費の調整によるものであります。

目7.財政調整基金費、補正額として6,202万4,000円の増額であります。基金積立金の追加及び債券購入に伴う運用収入の追加であります。

目8.情報管理費、補正額として574万9,000円の増額であります。

17ページ、18ページをお願いします。

項2.徴税費、目1.税務総務費、補正額として427万4,000円の減額であります。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費、補正額として666万5,000円の増額であります。ともに職員給与費の調整であります。

19ページ、20ページをお願いします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として171万3,000円の増額であります。職員給与費の調整による104万7,000円及び国民健康保険特別会計繰出金の追加66万6,000円であります。

21ページ、22ページをお願いします。

目2.老人福祉費、補正額として688万1,000円の減額であります。介護保険特別会計への繰出金の減額であります。

目4.福祉医療費、補正額として953万6,000円の減額であります。

目5.国民年金費、補正額として458万9,000円の増額であります。

目6.地域振興費、補正額として653万1,000円の減額であります。

23ページ、24ページをお願いします。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費、補正額として489万2,000円の増額であります。いずれも職員給与費の調整であります。

目4.保育園費、補正額として1,496万3,000円の減額であります。職員給与費の調整として1,558万4,000円の減額及び保育園運営事業賄材料費として62万1,000円の増額であります。

25ページ、26ページをお願いします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、補正額として305万3,000円の増額であります。職員給与費の調整で302万7,000円の増額及び19年度保健事業費等国庫負担金の返還金として2万6,000円の計上であります。

目2.予防費、歳入の組み替え等に伴う財源補正であります。

目3.保健センター費、補正額として928万円の減額であります。職員給与費の調整によるものであります。

27ページ、28ページをお願いします。

項2.清掃費、目1.塵芥処理費、補正額として286万7,000円の減額であります。19年度決算及び育休等による組合運営事業負担金の減額であります。

款6.項1.農業費、目1.農業委員会費、県補助金の受け入れに伴う財源補正であります。

目2.農業総務費、補正額として906万9,000円の増額であります。職員給与費の調整であります。

29ページ、30ページをお願いします。

目6.農村環境費、補正額として3,000円の減額であります。農業集落家庭排水事業特別会計繰出金の減額であります。

款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目2.道路新設改良費、補正額として4,570万2,000円の増額であります。

歳入、款19.項3.目4.雑入、土木費雑入で計上をしました県道小口岩倉線の用地取得公共補償費に係る消耗品、収入印紙代、用地購入費及び物件補償費並びに町道下小口97号線ほかの用地購入費であります。

目3.橋りょう新設改良費、補正額として1,000万円の減額であります。

31ページ、32ページをお願いします。

堀尾橋橋りょう拡幅工事費、当初予算で4,000万円計上されていますが、仮設工の変更に伴い設計額が減額となりましたので、減額をするものであります。

項4.都市計画費、目1.都市計画総務費、補正額として467万9,000円の減額であります。職員給与費の調整によるものです。

目8.公共下水道費、補正額として1,115万9,000円の減額であります。職員給与費の調整、並びに歳入で下水道使用料の増額、歳出で委託料の減額等に伴う繰出金の減額であります。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、補正額として642万円の増額であります。職員給与費の調整であります。

33ページ、34ページをお願いします。

目3.学校施設整備事業基金費、補正額として174万8,000円の増額であります。学校施設整備事業基金の運用収入を積み立てるものであります。

項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として283万5,000円の増額であります。新年度に向け、西小学校特別支援学級の増に伴う教室の改修工事費であります。

項3.中学校費、目3.学校建設費、補正額として250万円の減額であります。当初予算で大口中学校校歌作成委託料を計上いたしましたが、今年度の作成が困難な状況となりましたので、全額減額をするものであります。

35ページ、36ページをお願いします。

項4.社会教育費、目1.社会教育総務費、補正額として806万7,000円の増額であります。職員給与費の調整であります。

目2.生涯学習施設費、補正額として220万円の増額であります。利用者の増加等に伴う光熱水費の増額であります。

項5.保健体育費目、1.保健体育総務費、補正額として909万7,000円の減額であります。職員給与費の調整及び、37ページ、38ページをお願いします。スポーツ教室開催の中止等に伴う委託料及び報償金を減額するものであります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として2,205万円の減額であります。

今回の補正予算（第4号）では、歳入で7,086万6,000円の財源が見込まれます。歳出については9,291万6,000円となり、不足する財源2,205万円を予備費を充当することによって減額をするものであります。

なお、39ページから44ページまで、特別職及び一般職の給与費明細書を添付いたしました。

以上で、議案第64号 平成20年度大口市一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第65号から議案第67号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの指名を受けましたので、議案第65号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）から議案第67号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）までにつきまして、説明をさせていただきます。

初めに、議案第65号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目3.介護保険事業費補助金、補正額としましては25万円の新規計上で、その内容につきましては、平成21年度に向けての要介護認定モデル事業等に係る国庫補助金で、補助率は基本額に対し2分の1であります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目3.その他一般会計繰入金、補正額としましては688万1,000円の減額で、内容につきましては、歳出の関連で職員給与費の減額に伴う職員給与費等繰入金の減額であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては663万1,000円の減額で、内容につきましては、人事異動等に伴う職員給与費815万1,000円の減額と、一般管理事業につきましては地域包括支援センターの臨時職員 これは保健師でございますが の雇用を予定しておりましたが、希望者が見つからなかったことにより、賃金を85万3,000円減額し、平成21年度からの介護保険制度の改正に向け、電算システム改修委託料237万3,000円を新規計上するものであります。

なお、10ページから14ページには、今回の補正に係りまず一般職の給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第65号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続いて、議案第66号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、補正額としましては2,021万8,000円の増額で、内容につきましては、療養給付費負担金の予算科目から新たに後期高齢者

医療費支援金負担金及び介護給付金負担金をそれぞれの科目に計上することにより6,424万4,000円を減額し、老人保健医療費拠出金負担金につきましては、今年度の拠出金額が確定したことにより632万1,000円の減額を行い、後期高齢者医療費支援金負担金及び介護給付費負担金につきましては、療養給付費負担金から科目を分離し、新規計上するもので、それぞれの所要額に対し、国庫負担率の34%相当を計上いたしております。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、補正額としましては1,761万7,000円の増額で、内容につきましては、退職者医療に係る後期高齢者医療費支援金、老人保健医療費拠出金及び前期高齢者交付金の確定に伴う交付金の追加であります。

款5.項1.目1.前期高齢者交付金、補正額としましては2,816万8,000円の増額で、内容につきましては、今年度の前期高齢者交付金額が確定したことにより追加するものであります。

款8.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額としましては66万6,000円の増額で、内容につきましては、歳出との関連がございますが、出産育児一時金100万円の追加計上に伴い、出産育児一時金等繰入金として3分の2相当額の66万7,000円を追加するものであります。

款9.項1.繰越金、目2.その他繰越金、平成19年度の決算に伴い確定しました繰越金につきまして、4,108万1,000円の追加をするものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては24万3,000円の増額で、その内容につきましては、人事異動等に伴い、職員給与で8万9,000円の追加及び70歳から74歳までの医療費の自己負担率凍結に伴う保険証更新等に係る郵便料25万2,000円の追加であります。

目2.連合会負担金、補正額としましては11万4,000円の減額で、その内容につきましては、後期高齢者医療制度への移行により、国保の被保険者数が減少したことにより、国保連合会への負担金につきましても減額するものであります。

項2.徴税费、目1.賦課徴収費、補正額としましては13万円の減額で、その内容は、納付書にバーコードをつけたことにより郵便料が安くなったため、減額するものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費、補正額としましては1億円の増額で、その内容につきましては、国保制度の改正により、退職者医療から一般へ移行した65歳以上の被保険者の医療費が当初見込みより伸びることにより、一般療養給付費に不足を生じることにより追加をお願いするものであります。

項4.出産育児諸費、目1.出産育児一時金、出産育児一時金の金額が来年1月から現行の35万

円を38万円とし、また出産予定者数につきましても若干の増加が見込まれるため、100万円の追加をするものであります。

款3.項1.目1.後期高齢者支援金等、今年度の後期高齢者支援金拠出金の額が確定したことにより1,708万9,000円の追加をするものであります。

12ページ、13ページをお願いします。

款5.項1.老人保健拠出金、目1.老人保健医療費拠出金、今年度の老人保健医療費拠出金額が確定したことにより2,467万6,000円の減額をするものであります。

款11.項1.目1.予備費、補正額としましては1,438万1,000円を今回の補正予算に伴う調整として増額するものであります。

なお、14ページから18ページまでには、今回の補正に係る一般職の給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第66号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款1.項1.支払基金交付金、目1.医療費交付金、補正額といたしましては1万6,000円の増額で、その内容は平成19年度分の交付金額の確定に伴う追加であります。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出について説明させていただきます。

款2.諸支出金、項1.目1.償還金、補正額としましては1万4,000円の増額で、その内容は平成19年度における国・県負担金等の超過交付分を精算として返還するものであります。

項2.目1.繰入金、補正額としましては2,000円の新規計上で、その内容は平成19年度における一般会計からの繰入金につきまして、超過分を精算として一般会計に返還するものであります。

以上で、議案第67号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第68号及び議案第69号について、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、議案第68号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2 . 歳入、款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、補正額といたしまして800万円の増額で、内容につきましては、五条川左岸処理区におきまして、工場等からの排水量の増加により使用料を追加するものであります。

款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額といたしまして1,115万9,000円の減額で、内容につきましては、下水道使用料の追加により一般会計繰入金を減額するものであります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

3 . 歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額といたしまして903万7,000円の減額で、内容につきましては、4月の職員の人事異動により減額するものでございます。

目2.維持管理費、補正額といたしまして1,200万円の増額で、内容につきましては、工場等からの排水量の増加により、五条川左岸流域下水道への維持管理費等負担金を追加するものであります。

款2.項1.目1.下水道建設費、補正額といたしまして612万2,000円の減額で、内容につきましては、測量実施設計委託料の請負残による減額であります。

10ページ以降につきましては、一般職の給与費明細書であります。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、議案第68号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第69号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）について、その内容の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

補正額は3,000円の減額であります。

款1.項1.目1.一般管理費のうち、職員給与費の共済費の減額であります。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入で、減額分は一般会計からの繰入金を減額するものであります。

そして、10ページ以降につきましては一般職の給与費明細書であります。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、議案第69号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第70号について、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第70号 国土調査法による地籍調査

に伴う字の区域の設定について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

今回提案させていただきますのは、さつきヶ丘及び垣田地区であります。面積は15ヘクタール、筆数は600筆で、大字余野字水瀬、花立、浅畑、寺浦、寺前、明戸及び垣田を、2ページをお願いします。さつきヶ丘一丁目、さつきヶ丘二丁目及び垣田に字の区域を設定し、その名称を改めるものです。この地区につきましては、説明会、認証を経て平成21年3月の実施を予定いたしております。

なお、3ページには字区域設定の新旧対照表を添付しましたので、参照をいただきたいと思っております。

以上で、議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についての説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日からは議案精読のため休会とし、12月8日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日4日火曜日正午となっております。時間厳守にてお願いいたします。お疲れさまでした。

（午前10時35分）